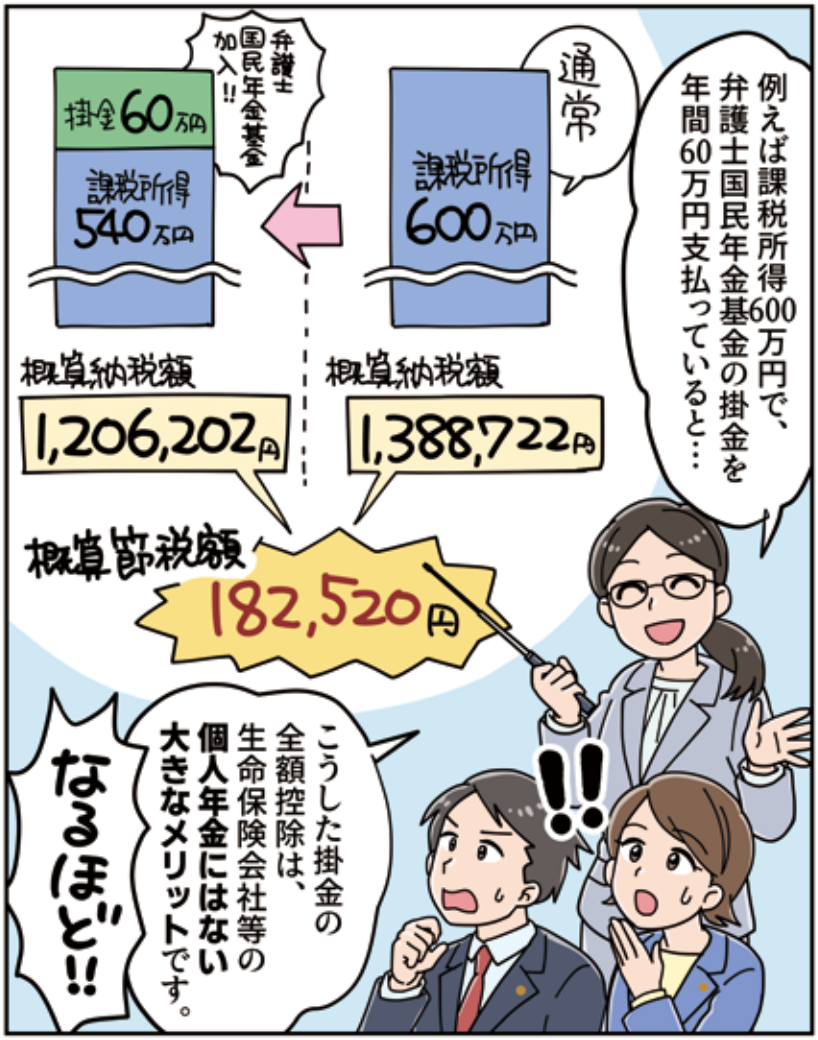
日本弁護士国民年金基金

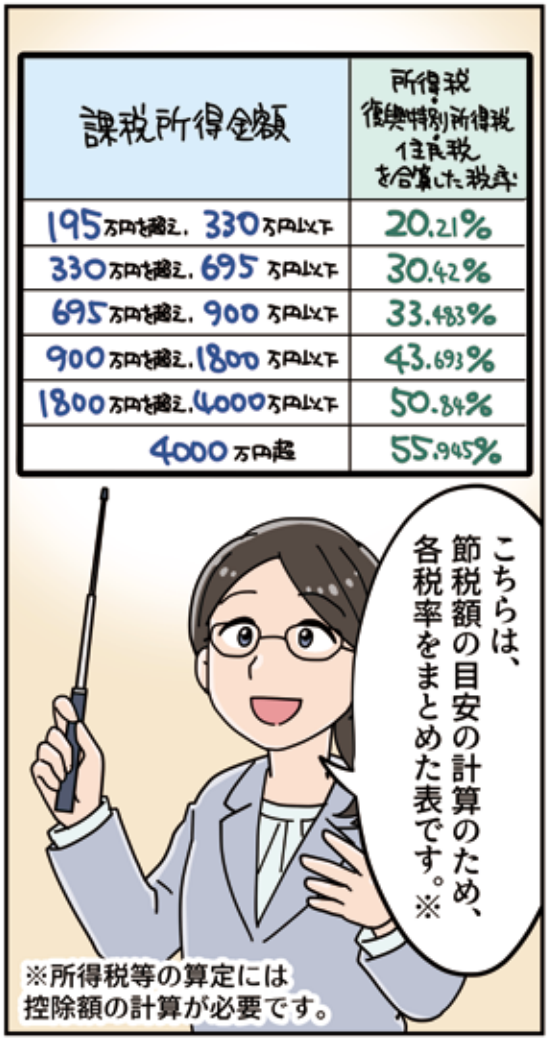
弁護士国民年金基金の大きな節税効果

税制上のメリットも生かして年金積立




弁護士国民年金基金は、年間90万円まで加入できて、その掛金の全額が所得控除できるのよ。
所得控除
年間最大
900,000円
知らなかった？
そうなの!?
お、弁護士国民年金基金か？
それは知ってるかい？
倍額
所得控除
年間最大
1,800,000円
配偶者も入れば倍額が社会保険料として控除できるぞ。
そうなんですか!?
そうか、知らなかったか。俺の知り合いに、詳しい税理士がいるから、紹介するぞ。
お願いします！
―後日
税理士事務所
今日はよろしくお願いします！
弁護士国民年金基金と社会保険料控除について、ご説明をお願いします。
はい。

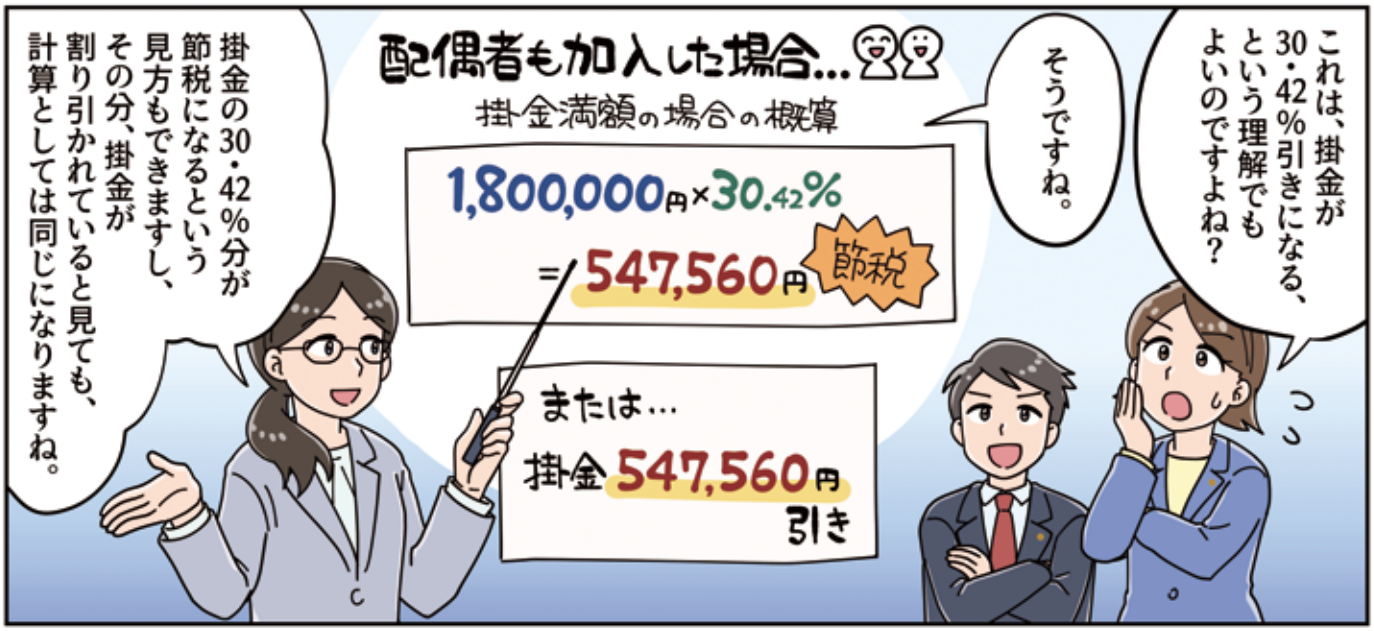

通常
課税所得
600万円
概算納税額
1,388,722円
弁護士
国民年金基金
加入!!
掛金60万円
課税所得
540万円
概算納税額
1,206,202円
例えば課税所得600万円で、
弁護士国民年金基金の掛金を
年間60万円支払っていると…
概算節税額
182,520円
!!
こうした掛金の
全額控除は、
生命保険会社等の
個人年金にはない
大きなメリットです。
なるほど!!


課税所得金額
所得税
復興特別所得税
住民税
を合算した税率
195万円を超え、330万円以下
20.21%
330万円を超え、695万円以下
30.42%
695万円を超え、900万円以下
33.483%
900万円を超え、1800万円以下
43.693%
1800万円を超え、4000万円以下
50.84%
4000万円超
55.945%
こちらは、
節税額の目安の計算のため、
各税率をまとめた表です。※
※所得税等の算定には
控除額の計算が必要です。


配偶者も
国民年金であれば
弁護士国民年金基金に
加入できるのですね?
配偶者は弁護士の
業務補助者(専従者)
として加入でき、
弁護士が配偶者分の
掛金も支払えば、
掛金は全額
社会保険料として
所得控除できます。


配偶者分も控除
できるとなると、
最大で2倍の
節税になる
ということですね?
はい!
課税所得が多くて
税率が上がれば、
さらに節税に
なりますよ。
2人分!!
あの人は
どれくらい
?


この点は
イデコとは異なる
大きなメリット
と言えます。
夫婦でおトク!!
夫婦で一緒に
加入することを
お勧めします。









本資料の著作権は日本弁護士国民年金基金に帰属しますので、複製、転載、公衆送信等一切の無断転載その他の利用を固く禁止します。

お問い合わせ先
日本弁護士国民年金基金
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-3　弁護士会館 14 階
TEL 03-3581-3739
FAX 03-3581-3720

日本弁護士国民年金基金ホームページ
http://www.bknk.or.jp/